特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例) に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

河内町長

公表日

令和4年4月8日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

まちづくり推進課

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務						
②事務の概要	ふるさと納税について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、保管し、当該寄附者の住所地の市区町村長に対し、その情報を通知する。						
③システムの名称	ふるさと納税マイナンバー管理システム						
2. 特定個人情報ファイル名							
ふるさと納税ワンストップ特例こ	ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第3項・地方税法附則第7条第5項、第12項						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [実施しない]						
②法令上の根拠	_						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	まちづくり推進課						
②所属長	まちづくり推進課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	まちづくり推進課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6976						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						

茨城県稲敷郡河内町源清田1183

0297-84-6976

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月4日	I -5-①部署	企画財政課	まちづくり推進課	事後	
令和4年4月4日	I -5-2所属長	企画財政課長 北澤 雅志	まちづくり推進課長	事後	
令和4年4月4日	I -7-請求先	企画財政課 茨城県稲敷郡河内町源清田118 3 0297-84-6970	1183 0297-84-6976	事後	
	I -8-連絡先	企画財政課 茨城県稲敷郡河内町源清田118 3 0297-84-6970	まちつくり推進課 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 0297-84-6976	事後	
令和4年4月4日	Ⅱ-1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和4年4月4日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
△和4年4日4日	IT 一つ 取切子数	平成29年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	